

公立大学法人熊本県立大学評価実施要領の改正について

1 背景

- 公立大学法人熊本県立大学では、昨年度から第4期中期目標・計画期間(計画期間:R6～R11年度)がスタートしたが、令和5年に施行された改正地方独立行政法人法(以下「改正法」という。)の規定に基づき、当該期間から、当評価委員会による業務実績評価は、中間評価(4年目終了後)及び期間評価(6年目終了後)のみ行うこととなったところ。

2 検討課題

- 改正法の規定に基づき、中期計画に掲げる各取組事項に対して指標(いわゆる「KPI」)を設定した。
- また、当評価委員会による評価の手法について、これまでの委員会において委員から御意見もいただいている。
- 改正法(指標の設定)や委員意見を踏まえ、評価の手法(評価実施要領)を見直す必要がある。

3 見直しの方向性(案)

- 次の①～③のとおり評価実施要領を見直す。※見直し案の策定に当たっては、国立大学や他大学の例も参考とした。

①法人による自己評価及び評価委員会による評価の「評価ランク」の見直し (→委員意見を踏まえた見直し)

- 評価委員会の評価ランク「1～4」の判断基準があいまいな表現になっているため、見直しを行うもの。

【参考:R5 年度第 4 回評価委員会における委員意見(抜粋)】

- ・評価委員会の評価について、ランク3「中期目標・中期計画の達成が厳しい状況にある」と、ランク4「中期目標・中期計画の達成のためには、取組の改善が必要になる(評価委員会が特に認める場合)」の使い分けが難しい。(中本委員)
- ・ランク1と4にある「(評価委員会が特に認める場合)」は、無くてもいいのではないか。(猪股委員長)

②法人が重点的に取り組む事項に対する評価委員会の評価の考え方を規定（→委員意見を踏まえた見直し）

- 法人は中期計画における取組事項(45項目)の中で重点事項(19項目)として設定しているものがあり、評価委員会として当該事項を他の事項とは差別化した評価を行うため、見直しを行うもの。

【参考：R5 年度第 4 回評価委員会における委員意見(抜粋)】

・法人が重点的に取り組んだ項目を、評価委員会としても重点的に評価する手法はないか。(中本委員)

③指標の達成度合いを踏まえた評価基準の設定（→改正法(指標の設定)を踏まえた見直し）

- 指標の達成度合いを踏まえた評価を行うため、見直しを行うもの。

※これまでも指標の達成度合いを踏まえて評価を行ってきたが、要領にその考え方を規定することで、より明確化するもの。

④その他の規定の整理

4 評価実施要領の改正案について

- 資料2－2(新旧対照表)及び資料2－3(本文)のとおり。